

資料：許可が必要な処理施設の種類

次表の産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする者は、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。（法第15条第1項）

許可が必要な処理施設の種類（施行令第7条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類	処理能力等
汚泥	1 脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	2 乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	3 天日乾燥施設	100 m ³ /日を超えるもの
汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	4 焼却施設（※）	5 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
廃油	5 油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
廃油（廃PCB等を除く。）	6 焼却施設（※）	1 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
廃酸、廃アルカリ	7 中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	8 破碎施設	5 t/日を超えるもの
廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）	9 焼却施設（※）	100kg/日を超えるもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
木くず、がれき類	10 破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く。）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	11 コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	12 ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	13 硫化施設（※）	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	14 分解施設	すべての施設
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	15 溶融施設（※）	すべての施設
廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	16 焼却施設（※）	すべての施設
廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）、PCB処理物	17 分解施設（※）	すべての施設
PCB汚染物、PCB処理物	18 洗淨施設、分離施設（※）	すべての施設
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物以外の産業廃棄物	19 焼却施設（※）	200kg/時以上のもの
		火格子面積が2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	20 遮断型最終処分場（※）	すべての施設
安定型産業廃棄物	21 安定型最終処分場（※）	すべての施設
管理型産業廃棄物	22 管理型最終処分場（※）	すべての施設

※ これらの施設の設置許可申請があった場合には、告示・縦覧を行います。